

千葉県告示第40号

千葉市市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途千葉県告示で定める期日まで延長するので、同条例第5条第2項により告示します。

令和6年1月23日

千葉市長 神谷俊一

都道府県名	指定地域
富山県	全域
石川県	全域